

特別高圧受電契約事業者支援事業補助金交付要綱

令和5年3月31日
商 産1638号

(通則)

第1条 特別高圧受電契約事業者支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱(令和2年6月22日総行政第148号)及び沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、小売電気事業者等との契約が特別高圧に属する施設(以下「特別高圧受電施設」という。)の電気料金に対し県が支援することを目的とする。

(補助金交付の対象及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、国(独立行政法人及び沖縄科学技術大学院大学学園法に基づく学校法人沖縄科学技術大学院大学学園を除く)及び地方公共団体(地方公営企業及び地方独立行政法人を除く)(以下「公共団体」という。)並びに米国駐留軍を除く、沖縄県内に特別高圧受電施設を有する事業者及び公共団体が運営する特別高圧受電施設に入居する民間事業者とする。

- 2 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助対象経費及び補助基準額は別表に掲げる事業とし、その採択等に係る要件は公募要領等に定めるものとする。
- 3 知事は、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、別表に定める補助基準額により算定した額とする。ただし、算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、補助事業者が補助金とは別に、別表に定める補助対象経費と重複する補助を受けている場合、別表に定める補助基準額により算定した額から、その重複する補助の補助額を差し引いた額が基準額となる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、特別高圧受電契約事業者支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

- 第6条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、前項の通知に当たって必要な条件を付することができる。

(交付申請の取り下げ)

- 第7条 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面（任意様式）を知事に提出しなければならない。

(事業内容変更の申請)

- 第8条 補助事業者は、第6条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ特別高圧受電契約事業者支援事業補助金変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業能率を低下させない事業計画の細部の変更である場合。
- 2 知事は、前項の申請があった場合は、第6条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、特別高圧受電契約事業者支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

- 第10条 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事に報告しなければならない。

(立入検査)

- 第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者若しくは、この者であった者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の書類を検査させ、若しくは関係者に質問させる事ができる。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、交付決定を受けた会計年度の末日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までに、特別高圧受電契約事業者支援事業補助金実績報告書（様式第4号）を必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 13 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容（第 8 条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して 20 日以内とし、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じた年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

- 第 14 条 知事は、補助事業者から適正な請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を支払うものとする。
- 2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、補助事業の進捗を勘案の上、補助金を概算払いできるものとする。
 - 3 補助事業者は、前 2 項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、特別高圧受電契約事業者支援事業補助金請求書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

- 第 15 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があった場合には、速やかに知事に消費税仕入控除税額報告書（様式第 6 号）を提出しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(交付決定の取消し等)

- 第 16 条 知事は、第 9 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- (1) 補助事業者が、法令、規則及び本要綱、又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合
 - (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合
 - (6) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に

- 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている場合
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 13 条第 3 項の規定を準用する。
 - 5 知事は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
 - 6 第 1 項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(補助金の経理)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日から施行し、令和 5 年 2 月補正予算、令和 5 年度当初予算及び令和 5 年度第 1 号補正予算から適用する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条、第4条関係）

補助事業			
補助事業者	補助対象経費	補助対象経費の区分	補助基準額
国（独立行政法人及び沖縄科学技術大学院大学学園法に基づく学校法人沖縄科学技術大学院大学学園を除く）及び地方公共団体（地方公営企業及び地方独立行政法人を除く）（以下「公共団体」という。）並びに米国駐留軍を除く、沖縄県内に特別高圧受電施設を有する事業者及び公共団体が運営する特別高圧受電施設に入居する民間事業者	令和5年1月から9月までの期間の各月の電気の使用に係る検針により得られた電気使用量（令和4年12月以前に係る電気使用量が含まれる場合は、1月は2月に、9月は10月に読み替える。）に基づき請求のあった電気料金	令和5年1月から8月までの期間	電気使用量に1キロワットアワー当たり3.5円を乗じて得た額（ただし、沖縄電力の規制料金部門の値上げが行われた時期からは、電気使用量に1キロワットアワー当たり上限2.3円を乗じて得た額を加える）
		令和5年9月	電気使用量に1キロワットアワー当たり1.8円を乗じて得た額（ただし、沖縄電力の規制料金部門の値上げが行われた時期からは、電気使用量に1キロワットアワー当たり上限1.2円を乗じて得た額を加える）

※ 補助事業者が当該補助金とは別に、別表に定める補助対象経費と重複する補助を受けている場合、別表に定める補助基準額により算定した額から、その重複する補助の補助額を差し引いた額が基準額となる。

※ 消費税及び地方消費税を除く。

※ 算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。